

日本統合医療学会 認定医・認定師・認定協働師の更新制度が変わりました。

2018年12月1日の規則改正により標記更新の方法が変わりました。関係各位にはご理解の上、更新のご申請をお願いいたします。

規則改正の要点

1. 有効期間が変わります。

これまで更新は3年ごとでしたが、今回の改正で5年ごとになります。(認定制度規則(以下、規則という)第10条)

2. 資格所持者は全員、暫定期間内に更新の手続きが必要です。

今回の改正により、これまでの有効期間は白紙とし、全員、暫定期間内に変更後の規則に基づく更新が必要となります。(認定制度規則【施行細則】(以下、細則という)第5条) 暫定期間は ~~2019年3月1日～2021年7月31日とします。~~ **コロナウイルス感染拡大のため、暫定期間を2019年3月1日～2022年7月31日に変更します。**

3. 更新に必要な単位数は5年間で50単位です。受講が必須の単位もあります。

更新単位の有効時期はご申請なさる更新申請期間以前の5年間です。(規則第10条) この5年間に、以下の単位数で合計50単位が必要です。(規則第11条) その中には以下の必須項目を含める必要があります。(細則第7条) 2018年12月1日以降のご申請には以下の単位数を使用します。(規則第8条)

○単位数(規則第11条)

認定研修参加:10単位、学術大会参加:10単位(演者は+5単位)、本部主催セミナー・シンポジウム参加:5単位、支部大会参加:5単位(演者は+3単位)、支部主催セミナー・シンポジウム参加:3単位、統合医療に関する論文:10単位

○受講が必須な単位

★認定医・認定師

認定研修 Part1の参加(1回)(細則第7条①)

日本統合医療学会学術大会参加(2回)(細則第7条②)

★認定協働師

認定研修 Part1の参加(1回)(細則第7条①)

認定研修 協働師 Part5の参加(1回)

日本統合医療学会学術大会参加(2回)(細則第7条②)

4. 更新には更新料が必要です。

更新料 20,000円を申し受けます。(規則第12条、細則第6条)

5. 更新には更新申請書類の提出が必要です。

更新申請書類は、学会HP (<http://imj.or.jp/nintei/schedule>) よりダウンロードしてご利用ください。提出先は下記事務局です。

6. 暫定期間内の更新申請期間は3回です。

暫定期間内には以下の3回の更新申請期間が設けられます。詳細は以下の表をご確認ください。(細則第5条、第9条) 必要単位が揃っている方はお早目のご申請をお勧めします。

	更新申請期間	認定期間 5年間	更新単位の有効時期
第1回	2019年6月1日 ～7月31日	終了しました	
第2回	2020年6月1日 ～7月31日	コロナウイルス感染拡大のため、申請を行わないことになりました。	
第3回	2021年6月1日 ～7月31日	2021年10月1日 ～2026年9月30日	2016年6月1日 ～2021年7月31日
第4回	2022年6月1日 ～7月31日	2022年10月1日 ～2027年9月30日	2017年6月1日 ～2022年7月31日

(2020年4月、コロナウイルス感染拡大のため、暫定期間を延長しました。)

○一般社団法人 日本統合医療学会事務局

〒 170-0003

東京都豊島区駒込 1-43-9 駒込TSビル4階 一般財団法人 口腔保健協会内

TEL 03-3947-8891 FAX 03-3947-8341

e-mail imj@imj.or.jp

担当：宍戸 基行

※本件に関するお問い合わせはEメールをご利用ください。本件に関するお電話でのお問い合わせには対応いたしかねます。